

令和4年度 学校法人三室戸学園 事業計画

令和4年3月23日
理事会決定

【概要】

学校法人三室戸学園（以下「本学園」という。）は、「音楽芸術研鑽の一貫教育を通じ、情操豊かな人格の形成を目途とする」ことを建学の精神としており、「文化国家の形成者にふさわしい音楽を身に付けた文化人として有能なる音楽家及び音楽教員を育成するとともに、幅広い教育を通してバランスの取れた心豊かな人間を育て、社会のニーズに応え活躍できる優れた人材を送り出す」という使命・目的をもって教育を行ってきた。

また、本学園は、中学校から大学院までの一貫教育体制の下、①一貫教育の実践、②少人数制の教育、③国際化（交流）の推進、④地域社会との交流という4つの基本方針を掲げ、こうした誇るべき伝統と独自の特性を重視しつつ、特色ある教育を実践し、文化国家の担い手として社会に有用たる人材を送り出してきた。

令和3年度から開始した第4期中期計画（2021（令和3）～2025（令和7）年）においては、文部科学省が今後の教育の在り方として示している「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月26日中央教育審議会答申）等を踏まえるとともに、私学を取り巻く厳しい環境、安定した財務基盤の構築、そして令和2年度に受審した認証評価での改善すべき事項に真摯に取り組みつつ、理事長・学長のリーダーシップの下、本学園の総力を結集して音楽芸術研鑽のための教育組織として社会に広く貢献するとともに持続的な発展を目指すこととしている。

さらに、本学園は、2028（令和10）年に創立90周年を迎えることから、「TOHO VISION 90」として、「小規模ながら確固たる個性と存在感があり、未来に向かって新しい価値を創造する学園」を実現すべき姿として掲げ、本中期計画期間終了時において、その3年後には、本学園が創立90周年を確たる存在で迎えらるよう、実行すべき項目を示している。そしてその実現のために、年度ごとに計画を立案するとともに、アクションプランとしてより具体的な行動計画書を作成して、全学をあげて取り組んでいくこととしている。

令和4年度は、第4期中期計画が掲げる5年計画の2年目の年度であり、中期計画に掲げる実現すべき姿に向けて、次に記載する事項について、確実に実施していくこととする。

【事業実施内容】

《事業実施項目》

- I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
 - 1 大学及び短期大学等の教育に関する目標を達成するための措置
 - 2 附属学校等に関する目標を達成するための措置
 - 3 研究に関する目標を達成するための措置
 - 4 社会連携及び社会貢献に関する目標を達成するための措置

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

- 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
- 2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 3 施設設備整備、安全管理及び法令順守等に関する目標を達成するための措置
- 4 自己点検・自己評価及び情報公開等に関する目標を達成するための措置

《項目ごとの実施内容》

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 大学及び短期大学等の教育に関する目標を達成するための措置

(1) 多様な入学者選抜の実施と学生の確保

- ① アクションプランに基づき、具体的な行動計画書によりに募集活動を行う。
- ② 従来の入試広報について効果分析を行う。
- ③ 短期大学の入学者選抜について本学及び他大学の状況等を検証し、検証結果を今後の入学者選抜に反映する。
- ④ 大学において、令和2年度に受審した認証評価での改善すべき事項に「音楽学科においては、収容定員充足率は0.7倍未満であり、学生募集に関して改善が必要である。」とある点について、①の記載により、改善に取り組む。

(2) 教育内容・教育成果等の充実

- ① 授業科目のナンバーリング及びカリキュラムツリーの作成について検討を進める。
- ② 学生のインターンシップ参加率を高めるため、学生の要望等を聴取するなどインターンシップ受入先を充実させる。

(3) 教育の実施体制等の充実・強化

- ① 本学の課題等に適切に対応するため、各種委員会等における検討を活性化させる。
- ② 新型コロナウイルス禍対応で得た遠隔授業のノウハウの活用など、教育手法の改善・充実について教育改革推進会議で検討を行う。
- ③ 授業方法等の改善・向上に関して、他大学の事例等を基にFD研修を行い、研修で得られた成果を専攻等における検討に活用する。
- ④ 令和2年度に受審した認証評価での改善すべき事項「三つのポリシーを起点とした教育研究活動の質保証を推進し、入学者増加の具体策及び財務基盤強化を踏まえた中長期的計画を策定し、PDCAサイクルによる大学運営の内部質保証の機能性が更に強化されるよう、改善を要する。」とある点について、入学者増加の具体策等の中長期的計画の策定にむけた検討を進めることとする。

(4) 学生への支援の充実

- ① 入学前に行っておくべき学習準備について課題提示を行う。また、東邦スタンダードを開講し、学び方の基本を身に付けさせる。修学環境整備としてWi-Fiエリアを拡張する。
- ② 学生相談等を記載する「学生サポートハンドブック」を作成し、全学生に配布する。
- ③ 令和2年度に新設した「東邦令和特別奨学金」等については、前年度の実績等を踏まえ、より効果的に支援を行う。

(5) 国際化の推進

- ① ウィーンアカデミーの現状を基に課題等を整理する。また、新型コロナウイルス禍におけるウィーン研修の在り方について検討を行う。
- ② 外国人留学生に対する支援を充実させる。

2 附属学校等に関する目標を達成するための措置

(1) 生徒及び受講生の確保

- ① アクションプランに基づき、具体的な行動計画書により募集活動を行う。
- ② エクステンションセンター及びミュージックセンターごとに年次別受講生獲得目標を設定の上、受講生獲得増のための計画を策定し、実行する。
- ③ 従来の募集広報について効果分析を行う。

(2) 附属学校における教育の充実

- ① 東邦中学校と東邦高等学校の合同編成や第2高等学校全学年の合同編成によりウィンドオーケストラを実施するなど、実践的な授業を行う。
- ② 少人数制によるOne to Oneのきめ細かい教育を実践する。また、大学、短期大学の教授陣による個人レッスンを実施する。
- ③ 地域の病院や福祉施設等を訪問し、定期的に演奏会等を実施する。

(3) 高大接続と相互連携の強化

- ① 本学の2つの附属高等学校の生徒を対象に「体験授業」を実施する。
- ② 附属高校と大学及び短期大学の教員相互の連携強化を目的に「高大相互連携会議」を定期的で開催する。
- ③ 大学及び短期大学の教員が附属高等学校に赴き、本学の教育体制等について説明を行う。

3 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の推進と研究水準の高度化

- ① 教員の研究意欲等を向上させるため、科研費等の外部資金への取組等を教員評価の対象に加える。
- ② 「教育改革推進プログラム実施要項」を改定し、研究成果が本学の教育に活用できる研究等を対象に研究費支援を行う。

(2) 研究推進体制等の充実

- ① 研究推進・倫理委員会を定期的を開催し、研究推進方策等をまとめ、関係部門と連携して実施する。
- ② 学園ウェブサイトに研究助成団体が行う研究支援に関する情報を掲載し、教員に周知する。
- ③ 教職員を対象に「研究不正防止及び研究倫理に関する研修会」を開催する。

(3) 研究成果の積極的な公表

- ① 科学研究費に応募した教員等を講師にFD研修会を開催する。
- ② 学園ウェブサイトに科学研究費等の外部資金を獲得した教員の研究情報に関するコーナーを設定する。
- ③ 学園ウェブサイトに「研究紀要」を新たに掲載する。また、「教育研究者一覧」については、掲載内容を充実させる。

4 社会連携及び社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 社会連携事業の推進

- ① 和光市など地元及び近隣地域と連携し、一般公開により演奏会等を開催する。
- ② 「和光市及び公益財団法人和光市文化振興公社との相互協力協定」(H31年1月締結)に基づき、相互の人材育成や地域資源の活用を推進する。

(2) 社会貢献活動の推進

- ① 大学及び短期大学のカリキュラムに地域への貢献をテーマとする科目を設定し、学生への教育を行う。
- ② 新型コロナ禍の終息後には、東京都立大塚病院での院内ミニ・コンサートや文京シビックでのシビックコンサートなど、一般公開により演奏会等を開催する。
- ③ 「埼玉県ふじみ野市との基本協定」(H22年締結)に基づき、ふじみ野市立小・中学校の生徒を対象に音楽鑑賞教室を開催する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 組織運営機能の強化

- ① 大学(短期大学、附属学校等を含む。)の円滑な運営を図ることを目的とする「大学運営会議」を開催し、情報の共有と各部門の連携強化を促進する。
- ② ガバナンス体制確立の観点から各規程を点検し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ FD/S D研修を、年間複数回開催する。

(2) 教育研究組織の充実・強化

- ① 組織規程第15条に掲げるセンター等に関して、設置目的、組織及び業務等を明確にしつつ、相互連携協力を図る。

- ② I Rに実績のある外部団体等が実施する研修会等に本学事務職員を受講させるなど、I R担当職員の養成を行う。
- ③ 後援会組織及び同窓会組織(邦友会)が、行う定例会議に本学の役職員を出席させ、協力関係を強固なものにする。

(3) 事務等の効率化・合理化の推進

- ① 事務の合理化・効率化を推進する観点から点検を行い、事務要領の可視化や様式化等を進める。
- ② 情報システム化を推進する観点から業務を点検し、実行可能なものから順次、紙媒体から電子媒体への移行を進める。
- ③ 本学規程等の基本情報を掲載し、常時閲覧できるよう、学園ウェブサイトのカスタマイズを進める。

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 学生生徒等納付金、外部資金及び寄附金等の収入の確保

- ① 近年の決算分析等を基に、中期財務計画を策定し、関係部署への説明等により法人全体の共通理解とする。
- ② 部門別に学生生徒等納付金データを取りまとめ、学生募集活動の基礎資料として活用する。
- ③ 大学において、令和2年度に受審した認証評価での改善すべき事項の「入学者数の減少等により過去5年間大学単体も法人全体も事業活動収支差額がマイナスであり、収支均衡を前提とした令和3(2021)年度以降の中長期的な財政計画の策定・実行など、安定した経営基盤の確立について改善が必要である。」という点については、①に記載のように対応することとする。

(2) 経費の抑制

- ① 各部署に対して次年度予算要求書の作成を依頼し、ヒアリングなどを通じて要求予算事項の精査を行う。
- ② 各専攻における授業科目の共通化等を推進し、効率的に教員を配置することにより、人件費を節減する。
- ③ 前年度実績を基に予算節減案を作成し、管理的経費などを節減する。

(3) 資産の運用管理の改善

- ① 複数の金融機関による引き合いの実施など、資金運用計画を作成し、効率的かつ効果的に資金運用を行う。
- ② 地域の音楽団体等による施設使用を増加させるため、学園ウェブサイト等を活用し、学園施設の紹介等を行う。
- ③ 本学園の資産を分析し、利用頻度が低く、収益性の低い資産についてリストを作成し、売却等の検討を行う。

3 施設設備整備、安全管理及び法令順守等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設設備の整備・活用等

- ① 文京キャンパス2号館の耐震化など「第4期中期計画期間における施設設備整備計画」を作成する。
- ② 川越キャンパス、文京キャンパス別に無線LAN整備計画を作成し、計画を基に整備を進める。
- ③ 川越と文京のキャンパス間を結ぶ情報連携システムの整備について、教育上の活用方法及び費用対効果等の観点から検討を行う。

(2) 安全管理の充実・強化

- ① 理事長を議長とする防火防災対策会議を開催する。また、地震等大規模災害を想定した災害用物資の備蓄や避難訓練等を実施する。
- ② 学生・生徒及び教職員等に、三密の回避、マスクの着用、手洗いの励行等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底させる。
- ③ 身体障がい者や高齢者等の目線からスロープや階段手摺等の点検を行い、必要に応じて改善策を講じる。

(3) 法令順守の徹底等

- ① 情報倫理等を含め、学生・生徒の法令遵守に対する意識涵養のための授業や教育指導等を行う。
- ② 専任教職員を対象にコンプライアンスに関する研修会を開催する。
- ③ 理事長・理事と監事との連絡会を開催し、意見交換を行う。また、令和3年度の監査結果や監事意見を法人内で共有し、指摘された課題等について改善を行う。

4 自己点検・自己評価及び情報公開等に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・自己評価の充実

- ① 令和3年度に実施した本学の教育研究等について自己点検・自己評価を行い、その結果を公表する。
- ② 令和5年度に予定する短期大学機関別認証評価の受審に向けて規程等を点検し、未整備事項の解消や現状に則した見直し等を行う。
- ③ 令和2年度に受審した認証評価での改善すべき事項「PDCAサイクルによる大学運営の内部質保証の機能性が更に強化されるよう、改善を要する。」(I-1(3)④の一部再掲)とある点については、確実に改善することとする。

(2) 情報公開及び情報発信の推進等

- ① 直近のデータを基に本学園の教育情報及び財務情報等を公開する。
- ② 学生・生徒及び教職員等を対象に学園ウェブサイトに関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、充実・改善を行う。
- ③ 学園ウェブサイトの掲載情報を点検し、掲載内容を充実させるとともに、学園ウェブサイトの操作性やデザインの魅力性等の観点から改善を行う。